

衣類等の洗濯表示が新しくなります!

平成28年12月から、衣類等の洗濯表示の記号の種類が22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになります。また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

新しい洗濯表示は、5つの基本記号に線「—」や点「・」などの不可記号や数字等を組み合わせて表示されます。

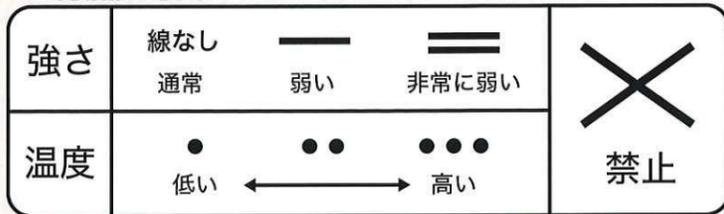


変更後の表示

■5つの基本記号図



■付加記号図



詳しくは消費者庁のホームページ「新しい洗濯表示」をご覧ください。

多重債務者無料相談会

～借金に関するトラブルで悩んでいませんか？



弁護士、司法書士に1時間ほど無料相談ができます。カードの返済やローンで生活が苦しいといった多重債務でお悩みの方は、ぜひこの機会をご利用ください。

日程……平成28年12月14日(水)

実施場所……北信・中信・南信・東信消費生活センター

受付方法……事前に電話予約が必要です。

予約受付期間……11月30日(水)～12月13日(火)(土日を除く8:30～17:00)

問い合わせ先……各消費生活センター(表紙面参照)

※消費生活センターでは随時多重債務の相談を受け付けています。

長野県政出前講座

～皆さんがお集まりの場所に職員が伺って講義を行います！

- 特殊詐欺(高齢者・働き盛り世代向け)に関する出前講座

→ → → → → → → → → → 長野県暮らし安全・消費生活課防犯担当 026-235-7174

- 悪質商法に関する出前講座

→ → → → → → → → → → 最寄りの県消費生活センター(表紙面参照)

編集・発行 長野県県民文化部 暮らし安全・消費生活課
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

くらしまる得情報はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>

長野県は「地消地産」の取り組みを推進しています。

地消・地産

地域で消費されるものは、地域で生産

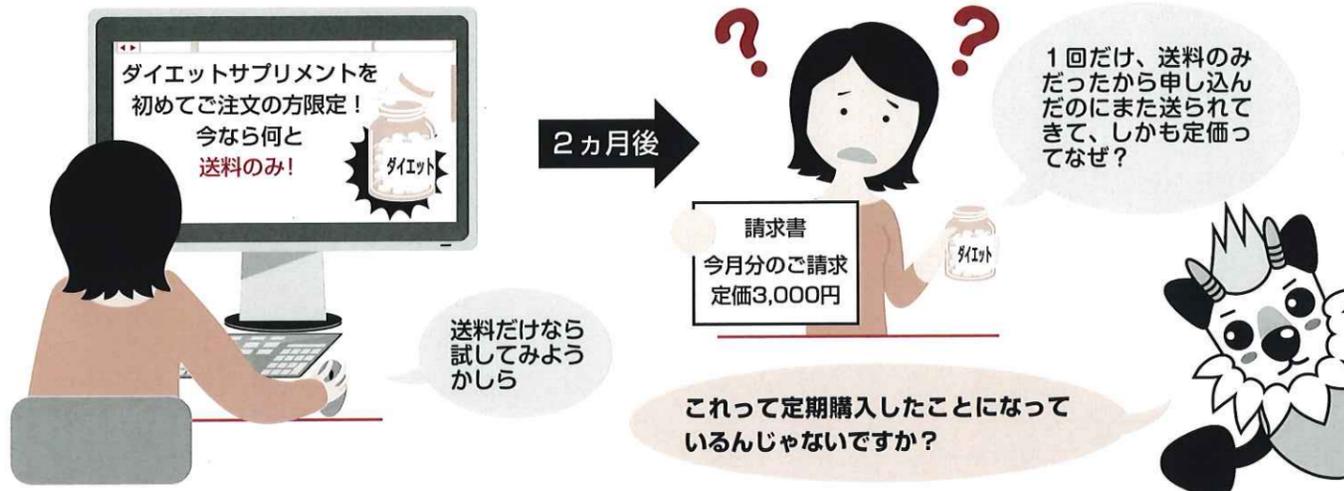
● 信州農畜産物の活用拡大
● 信州の木自給圏の構築
● エネルギー自立地域の確立



しあわせ信州

くらしまる得情報冬号

- 内容
- 「お試し」のつもりが定期購入に!?
 - 平成28年特殊詐欺認知件数状況・手口
 - 衣類等の洗濯表示が新しくなります 等



「お試し」のつもりが定期購入に!?

「お試し(価格)円」、「サンプル」、「送料のみ」だと思って申し込んだのに、定期購入になっていたという相談が県の消費生活センターに、今年度上半期だけで40件以上寄せられています。

相談事例(国民生活センターのサイトから)

- 【1】サプリメントを初回お試し価格として購入。体に合わず解約を申し出たが、定期購入だとして拒否された。
- 【2】通信販売でお試し価格500円の健康食品を注文した。一度限りだと思ったが2回目が届いた。解約したいが電話が繋がらない。
- 【3】SNSで知った化粧品の無料お試しを注文したら定期購入になった。解約したい。

どうすれば良いのか? → → → → → → → → 中面をご覧ください!

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、消費生活センターにご相談ください!

- | | | |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 北信消費生活センター | 長野市大字中御所字岡田98-1
県長野保健福祉事務所庁舎1階 | ☎026-223-6777
FAX:026-223-6771 |
| 中信消費生活センター | 松本市大字島立1020
県松本合同庁舎4階 | ☎0263-40-3660
FAX:0263-40-3701 |
| 南信消費生活センター | 飯田市追手町2-641-47
飯田市美術博物館隣 | ☎0265-24-8058
FAX:0265-21-1703 |
| 東信消費生活センター | 上田市材木町1-2-6
県上田合同庁舎6階 | ☎0268-27-8517
FAX:0268-25-0998 |

「お試し」のつもりが定期購入に!?

～問題点と注意点～

- **定期購入や解約できない旨の表示が分かりにくい**
⇒消費者が自分で停止手続きをしないと自動で定期購入に切り替わってしまう。
- **解約を申し出たところ、通常価格を請求される**
- **事業者への解約の申し出が困難**
⇒解約を申し出ようとしたところ、「事業者へ電話が繋がらない」という相談もみられます。

～どうすれば良いの? 対処法は?～

契約内容を必ず確認しましょう

商品を購入する際、定期購入になっていないか、なぜ安いのか、返品規定など契約内容をしっかり確認しましょう。
スマートフォンからの注文の際は、文字が小さく見落としがちなので特に注意が必要です。

解約の条件を確認しましょう

インターネットなどの通信販売は、一定期間内の無条件契約解除ができる「クーリング・オフ」の対象外です。
商品を購入する前に「定期購入期間内に解約が可能かどうか」、「解約の申し出先や方法(電話やメールなど)」も確認しましょう。

トラブルになった場合は消費生活センターにご相談ください!

定期購入に関するトラブルの他にも、県の消費生活センターには、インターネットの光回線(光ファイバー接続)に関する相談も増えています。今年5月の法改正で初期契約解除ができるようになり、一時は相談件数も減少しましたが、再び増加傾向にあります。

「今より料金が安くなる」といううたい文句の電話勧誘が来ても安易に契約せず、いくらになるのか、今の契約と何が違うのか、じっくりと検討した上で判断しましょう。



平成28年 特殊詐欺認知件数状況

(平成28年10月末現在 長野県警察本部調べ暫定値)

	今年	昨年比(同時期)
特殊詐欺全体	194件	-16.0%
オレオレ詐欺	78件	-26.4%
架空請求詐欺	57件	-16.2%
還付金等詐欺	43件	+38.7%

最近の手口の傾向は?

- 電子マネー(コンビニ等で購入させる)を悪用した架空請求詐欺が増加傾向
- 長野市と松本市の2市で、全県の4割超の被害件数
- オレオレ詐欺の前兆電話が夜間にかかってくることも
- 着信があり、折り返すと自動音声ガイダンスが流れる

詐欺犯はこんな語り口でだましてきます!

(オレオレ詐欺の手口実例)

喉の調子がおかしくて病院に行ったら、携帯電話と会社の書類が入ったカバンをなくしてしまった。

孫の〇〇(実名)だけど。おばあちゃん、明日そっちへ遊びに行くから携帯電話の番号教えて。

風邪をひいた。携帯電話の番号が変わった。

コンビニで財布を落とした。携帯電話もなくして上司から借りている。

ほとんどのケースで電話を受けた本人が詐欺だと見破り、警察等に連絡して被害を防いでいます。上記のような電話が来たら、まずは電話をかけてきた子や孫の「番号が変わる前の携帯電話」に連絡し、確認しましょう!